

京都市告示第 213 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、平成 28 年度水素エネルギー普及促進事業 F C V カーシェアリング運營業務に係る公金の徴収及び収納事務を委託します。

平成 28 年 6 月 30 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする事務の内容	委託する期間
タイムズモビリティネットワークス株式会社 関西支店	平成 28 年度水素エネルギー普及促進事業 F C V カーシェアリング運營業務に係る公金の徴収及び収納事務	平成 28 年 6 月 30 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(環境政策局地球温暖化対策室)